

2009年9月18日

業務用美容レーザーライト脱毛機器
製造販売及び輸入販売事業経営者様
中古機器販売事業経営者様

東京都台東区東上野 1-13-2
成田第2ビル
一般社団法人
日本エステティック工業会
理事長 瀧川 晃一
Tel.03-3837-5510

「セルフ脱毛」抑止のお願い

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当工業会の活動にご協力を賜り誠にありがたく厚く御礼を申し上げます。

さて御社では、脱毛エステティックサロン各店様からの脱毛トリートメントの根強い要求に応えるべく様々なご配慮をなされておられることと存じます。

ところで、最近各エステティックサロン様のメニューで目につきますのは「セルフ脱毛」トリートメントがありこの内容は、エステティックサロンの施設や設備を一時的に有料で貸与し、トリートメントさせるご意向をホームページから確認させていただきました。

しかし、最近某「セルフ脱毛」サロンではトリートメントした消費者が「ヤケド」事故を負ったと報告され、この解決に損害賠償金を支払った事例が発生したと聞き及びました。

「セルフ脱毛」は、あくまで消費者の自己責任で実施するという考えのもとに成り立っているようです。しかし、機器の取扱方法と施術方法に熟練していない消費者に施設或いは設備を貸与したエステティックサロン経営者は、消費者の自己責任で片づけるわけには行かず、指導・監督についての過失責任を問われかねません。また、機器の製造販売或いは輸入販売事業者も全く関与しないとのスタンスは取れないものと存じます。

一般社団法人日本エステティック工業会は、業務用美容レーザー・ライト脱毛機器は、適正に教育を受けたエステティシャンのみが使用する機器であり、機器に何ら知識のない一般消費者が安易にこれを使用することは非常に危険であると考えております。従って、当工業会は、いかなる事由があるにせよ「セルフ脱毛」を業界挙げてこれを抑止して危害防止に努

力をしてまいります。御社におかれましても、是非ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

当工業会の会員各位は、今後事前に取り交わす美容レーザー・ライト脱毛機器の売買基本契約書等において、「セルフ脱毛」に当該機器を使用してしてはならない旨及びいかなる事由があるにせよ、この機器を用いて「セルフ脱毛」を実施した場合には、機器の引き揚げや一切のメンテナンスサービスを停止するなどの条文を整備され、この条文の趣旨に沿った規制・対策をとられるようお願い申し上げます。

御社におかれましても、是非ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

また、既にご採用を頂いております機器に関しても、実際どのようなご使用をなされているか実地調査頂き、その結果是正すべき事がございましたら積極的なご対応をお願い申し上げます。

更に、エステティック業を取り巻く経済環境は、景気の低迷から些細なトラブルでもこれを増大化させるようなケースもあるようです。

このように、私共エステティック業に拘わります事業者は細心の注意を払い、エステティックサロン様のよきアドバイザーとして他の第三者から付け入るすきを見せない「安心」と「安全」の確実な技術の提供を是非ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

何とぞ、このご趣旨をご理解賜り「セルフ脱毛」抑止にご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬具